

(期間 令和3年4月1日 ~ 令和3年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社自然産業研究所	滋賀県大津市仰木の里 東1丁目1-2	R3.6.17 ~ R3.12.16	「水産庁物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	株式会社自然産業研究所は、令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち漁業労働安全活動推進事業(ライフジャケット着用率の差が生じている要因について調査・分析をし、効果的な取組を普及する)において、正当な理由がないにも関わらず、履行期限までに成果物の提出を行わなかった。また、履行期限日までに間に合わない旨の連絡・相談を行わなかった。このことについては、「水産庁物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、左記の措置をした。